

(別紙 1)

松山市新南クリーンセンター
環境影響評価業務委託

仕 様 書

松 山 市

第1章 総則

第1節 業務の目的

日本では、人口減少や高齢化の進行によるごみ排出量の減少や処理の担い手不足、老朽化した施設の維持管理コスト増大が見込まれ、従来のごみ処理体制を維持することが困難になることが想定されている。

このような状況から、持続可能なごみ処理体制を構築するため、愛媛県の「ごみ処理広域化計画」の中で区分けされている松山ブロック（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）で、令和2年9月に「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」を立ち上げ、ごみ処理の広域化について協議を進めた結果、令和5年3月28日に基本合意書を締結した。

基本合意書には、松山市の南クリーンセンター、西クリーンセンターを広域処理施設として運用し、安定的なごみ処理を行うため、老朽化が進んでいる南クリーンセンターを建替える方針としている。

本業務は、新たな一般廃棄物処理施設（焼却施設）の整備事業に伴う環境への影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において、環境の保全のための措置を検討して、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価したものを環境影響評価書としてまとめ、愛媛県環境影響評価条例に定められた手続きを実施することを目的とする。

第2節 業務の名称

松山市新南クリーンセンター環境影響評価業務委託（債務負担行為）

第3節 業務の場所

愛媛県松山市市坪西町1000番地1 外

第4節 業務の期間

契約締結の日より、令和9年3月12日までとする。

第5節 業務範囲

受注者が行う業務範囲は以下のとおりとし、内容は「第2章 業務内容」に示す。

- (1) 環境影響評価方法書の作成、手続き
- (2) 現地調査
- (3) 環境影響評価準備書の作成、手続き
- (4) 環境影響評価評価書の作成、手続き

第6節 ごみ処理施設の計画案概要

施設名称：（仮称）松山市新南クリーンセンター

所在地：愛媛県松山市市坪西町1000番地1

敷地面積：約3ha

炉形式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

処理能力：焼却施設160～210t／日（既存施設：100t／日×3炉）

粗大ごみ処理施設35～46t／日（既存施設：90t／日）

第7節 適用の範囲

本仕様書は、「松山市新南クリーンセンター環境影響評価業務委託」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

第8節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたって、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

第9節 秘密の保持

受注者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第10節 個人情報

業務で知り得た個人情報に関するものは、松山市（以下、「発注者」という。）の承諾なしに業務に使用してはならない。また、他に漏らしてはならない。

第11節 配置技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
なお、管理技術者、各担当技術者は他の技術者と兼務できないものとし、雇用継続期間3ヶ月以上の自社の社員とする。
- (2) 管理技術者は、監督員の指示に従い、業務の円滑な推進を図るとともに業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。
- (3) 管理技術者は、一般廃棄物処理施設（焼却施設）の設置に係る都道府県条例（政令指定都市含む）に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務を完了した実績を有する者とする。

(4) 管理技術者は技術士法に規定する以下の技術士資格を有する者又は環境アセスメント士（生活環境部門）の資格を有する者とする。

ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。

ア 環境部門：環境影響評価、自然環境保全

イ 建設部門：建設環境

ウ 総合技術管理部門：環境－環境影響評価、自然環境保全又は建設－建設環境

(5) 主担当技術者は、一般廃棄物処理施設（焼却施設）の設置に係る都道府県条例（政令指定都市含む）に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務を完了した実績を有する者とする。

第12節 照査技術者

(1) 受注者は、技術上の照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。

(2) 照査技術者は、一般廃棄物処理施設（焼却施設）の設置に係る都道府県条例（政令指定都市含む）に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務を完了した実績を有するとともに、技術士法に規定する以下の技術士資格を有する者とする。

ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。

ア 環境部門：環境影響評価、自然環境保全

イ 建設部門：建設環境

ウ 総合技術管理部門：環境－環境影響評価、自然環境保全又は建設－建設環境

(3) 照査技術者は、業務の節目毎にその成果の照査を行う。

(4) 照査技術者は、配置技術者と兼務はできない。

(5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ、発注者に提出する。

第13節 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 工程表

(3) 管理技術者届、担当技術者届及び照査技術者届

(4) 各技術者経歴書

(6) 業務計画書

(7) 業務完了報告書

(8) 照査報告書

(9) 請求書

(10) その他発注者が必要とするもの

第14節 資料の提供

業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受注者が行うこととするが、現在、発注者が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、発注者に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

第15節 打合せ及び議事録

受注者は、業務期間中は必要に応じて発注者との打合せ（WEB会議を含む）を行う。なお、WEB会議は、発注者が認めた場合に限り、受注者は、WEB会議も含め打合せ事項及びその内容を記録し、発注者に提出する。

第16節 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

第17節 業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務における総合的並びに技術的な企画及び判断部分を、再委託してはならない。但し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、業務の一部について、再委託することができる。
- (2) 受注者は、(1)に規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託を行う業務の内容を記した書面を提出の上、発注者の承諾を受けなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

第18節 業務実績情報システム（テクリス）登録

受注者は、本業務の契約、変更、完了時において、業務の情報を業務実績情報システム（テクリス）へ速やかに登録すること。

第19節 成果品の審査

- (1) 受注者は、中間報告時及び業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査の合格をもって業務の完了とする。
また、成果品に関しての著作権及び所有権は発注者に帰属する。

(3) 業務完了後に、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第20節 中間払い

発注者は、中間検査を実施し、受注者が合格した場合は、出来高に応じて契約書に定める各年度の支払い限度額の範囲において中間払いを行うことができる。

第21節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議し、これを定めるものとする。

第22節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|---------|
| ● 環境影響評価方法書 A4 版 | 50 部 |
| ● 環境影響評価方法書（要約版） A4 版 | 50 部 |
| ● 環境影響評価方法書（説明用パンフレット等） A4 版 | 1,000 部 |
| ● 環境影響評価準備 A4 版 | 50 部 |
| ● 環境影響評価準備書（要約版） A4 版 | 50 部 |
| ● 環境影響評価準備書（説明用パンフレット等） A4 版 | 1,000 部 |
| ● 環境影響評価書 A4 版 | 50 部 |
| ● 環境影響評価書（要約版） A4 版 | 50 部 |
| ● 環境影響評価書（説明用パンフレット等） A4 版 | 1,000 部 |
| ● 業務報告書 A4 版 | 2 部 |
| ● その他必要な書類 | 一式 |
| ● 電子データ（上記成果品全てのデータ） | 一式 |

第2章 業務内容

業務の実施にあたっては、「愛媛県環境影響評価条例」、「愛媛県環境影響評価条例施行規則」、「愛媛県環境影響評価技術指針」等（以下、「条例等」という。）に基づき行うこととし、具体的な項目を以下に示す。なお、事後調査業務は含まない。

第1節 計画準備

業務内容を把握し、各項目の実施内容、スケジュール等を整理した業務計画書を作成する。

第2節 環境影響評価方法書に係る手続き

環境影響評価を行う方法について、条例等に示す内容に準じた環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成する。

1. 事業特性及び地域特性の把握

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって、必要と認める範囲内で、対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）、並びに対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という。）に関する情報を把握し、整理する。

なお、事業特性及び地域特性は、入手可能な最新の文献その他資料により把握するとともに、必要に応じ、現地の状況を確認する。

2. 環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法の選定

条例及び技術指針等を踏まえ、対象事業の実施に伴い環境影響を及ぼすおそれのある行為・要因を抽出し、影響要因と環境要素の関連マトリックスを作成する。このマトリックスから環境影響評価対象となる環境要素に係る項目を選定する。

環境影響評価項目の選定にあたっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえるとともに、選定した項目及び選定しなかった項目について、その理由を整理する。

現時点で想定する環境影響評価項目は、表1に示す「愛媛県環境影響評価技術指針」の廃棄物処理施設事業に係る参考項目のとおりとしているが、事業特性および地域特性並びに関係意見等を踏まえて追加または削除を行うものとし、最終的な項目は受注後別途協議により決定するものとする。

調査、予測及び評価の手法の選定は、選定した環境影響評価項目ごとに、条例等に示される手法を、客観的かつ科学的に検討する。

3. 方法書の作成

「事業特性及び地域特性」、「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の検討結果」等の内容をとりまとめ、方法書（要約書含む）を作成する。

4. 環境影響を受ける範囲と認められる地域の設定

条例、規則及び本事業計画に基づき、選定項目に係る「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を設定する。

5. 愛媛県との事前協議

愛媛県との事前協議については、対応資料、議事録の作成のほか、協議に同行し、方法書に係る内容の説明及び質疑応答等の支援を行う。愛媛県との事前協議は2回を想定している。

6. 方法書に関する手続き支援

方法書に係る意見書等及び環境影響評価審査会等の手続きに係る資料作成を行うとともに、地元説明会及び環境影響評価審査会等への出席及び運営補助を行う。

ア. 説明会事前準備

① 説明資料の作成

住民説明会における方法書説明用の資料として、パワーポイント形式での説明資料を作成する。

② パンフレット作成

方法書の概要を説明するパンフレットを作成する。

③ 想定問答集の作成

説明会の質疑応答に向けた想定問答集を作成する。

④ 説明会設営等準備

説明会の開催・運営に必要な資料準備等を行う。

イ. 説明会開催支援

① 説明会出席・答弁支援

住民説明会に出席し、説明及び答弁の支援を行う。説明会回数は2回を想定している。

② 議事とりまとめ

住民説明会の記録を行い、質疑概要のとりまとめを行う。

ウ. 意見の概要整理及び事業者見解の作成

① 意見書の整理

方法書の公告・公表・縦覧に際しては、これに関する支援を行い、縦覧等に伴い提出された住民等からの意見書について、意見の分類・整理を行う。

② 見解書の作成

意見概要に係る見解書を検討・作成する。

エ. 環境影響評価審査会対応支援

① 審査会提出資料作成

審査会における知事意見及び市長意見の整理を行うとともに、意見に対する見解書及び説明用資料等の作成を行う。

② 審査会想定問答集の作成

審査会での質疑応答に留意し、方法書及び意見・見解に係る技術的課題等と課題を整理した想定問答集を作成する。

③ 審査会出席・議事録作成

審査会へ出席し、説明及び答弁支援を行うとともに、質疑概要のとりまとめを行う。審査会回数は2回を想定する。

オ. 関係機関協議補助

方法書作成にあたり、関係機関である愛媛県との事前協議に出席・協議補助を行う。協議回数は2回を想定する。

表 1 環境影響評価項目の一覧

環境影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び共用						
				一時的な影響	建設機械の稼働	工事用資材等の搬出入	地形変化及び施設の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生	
								排ガス	排水	機械等の稼働			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気汚染	硫酸化合物					○					
			窒素化合物					○			○		
			浮遊粒子状物質					○			○		
			粉じん等		○	○							
			有害物質					○					
		騒音	騒音		○	○				○	○		
			振動		○	○				○	○		
			悪臭					○					
		水環境	水質	水の汚れ						×			
	水の濁り			○									
水温									×				
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○						
	植物	重要な種及び群落					○						
	生態系	地域を特徴づける生態系					○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物										○	
		建設工事に伴う副産物	○										
	温室効果ガス	二酸化炭素						○					

注) ○：「愛媛県環境影響評価技術指針」に記載されている標準項目であり、本事業においても環境影響評価項目として選定するもの。

×：「愛媛県環境影響評価技術指針」に記載されている標準項目であるが、本事業においては影響が想定されないため選定しないもの。

第3節 現地調査、環境影響評価準備書に係る手続き

現況調査、予測及び評価等について、条例等に示す内容に準じた環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成する

1. 事業特性及び地域特性の把握

現況調査、予測及び評価等を実施するに当たって、必要と認める範囲内で、事業特性及び地域特性を把握する。これらは、方法書において把握した情報に準じるものとするが、入手可能な最新の文献その他資料により把握する。

2. 環境影響評価項目に係る現況調査の実施

方法書において選定した環境影響評価項目について、当該項目の特性や事業特性及び地域特性、方法書に係る知事意見等を踏まえ、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう、対象事業実施区域及びその周辺地域において、当該項目の現況を把握する。

現況把握のために対象事業実施区域及びその周辺地域で実施される調査（以下、「現況調査」という。）は、現時点では表2に示す内容を想定しているが、必要に応じて見直し等を検討・協議したうえで実施する。

3. 予測・評価の実施

選定した環境影響評価項目について、方法書に示された予測・評価手法に基づき、対象事業の実施が環境へ及ぼす影響について予測を行い、その結果について環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか評価を行う。

4. 環境保全措置の検討

予測・評価の結果に基づき、実行可能な範囲内で環境影響評価項目に係る環境影響をできる限り回避、もしくは低減するための環境保全措置について検討する。また、環境保全措置を踏まえ、必要に応じ、予測・評価の見直しを行う。

5. 事後調査計画の検討

予測の不確実性の程度が大きい環境影響評価項目等について、予測・評価結果並びに環境保全措置の実効性を検証するため、対象事業に係る工事中及び供用開始後において環境の状況を把握するための事後調査計画を検討する。

6. 準備書の作成

対象事業に係る目的及び計画、方法書に記載した内容、現況調査、予測及び評価等を取りまとめた準備書（要約書含む）を作成する。

7. 準備書に関する手続き支援

準備書に係る意見書等及び環境影響評価審査会等の手続きに係る資料作成を行い、地元説明会及び環境影響評価審査会等への出席及び運営補助を行う。

ア. 説明会事前準備

① 説明資料の作成

住民説明会における方法書説明用の資料として、パワーポイント形式での説明資料を作成する。

- ② パンフレット作成
方法書の概要を説明するパンフレットを作成する。
- ③ 想定問答集の作成
説明会の質疑応答に向けた想定問答集を作成する。
- ④ 説明会設営等準備
説明会の開催・運営に必要な資料準備等を行う。

イ. 説明会開催支援

- ① 説明会出席・答弁支援
住民説明会に出席し、説明及び答弁の支援を行う。説明会回数は2回を想定している。
- ② 議事とりまとめ
住民説明会の記録を行い、質疑概要のとりまとめを行う。

ウ. 意見の概要整理及び事業者見解の作成

- ① 意見書の整理
方法書の公告・公表・縦覧に際しては、これに関する支援を行い、縦覧等に伴い提出された住民等からの意見書について、意見の分類・整理を行う。
- ② 見解書の作成
意見概要に係る見解書を検討・作成する。

エ. 環境影響評価審査会対応支援

- ① 審査会提資料作成
審査会における知事意見及び市長意見の整理を行うとともに、意見に対する見解書及び説明用資料等の作成を行う。
- ② 審査会想定問答集の作成
審査会での質疑応答に留意し、方法書及び意見・見解に係る技術的課題等と課題を整理した想定問答集を作成する。
- ③ 審査会出席・議事録作成
審査会へ出席し、説明及び答弁支援を行うとともに、質疑概要のとりまとめを行う。審査会回数は2回を想定する。

オ. 関係機関協議補助

方法書作成にあたり、関係機関である愛媛県との事前協議に出席・協議補助を行う。協議回数は2回を想定する。

表2 想定現況調査一覧表(案)

対象		調査項目	調査地点数	調査時期・回数	方法
大気汚染	一般環境	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害物質(塩化水素、ダイオキシン類、水銀)	事業計画地周辺：4地点	1週間×4季(塩化水素・水銀は24時間値、ダイオキシン類は7日間値を測定)	「大気の汚染に係る環境基準について」等に記載の方法
		粉じん(降下ばいじん)	事業計画地周辺：4地点	4季各1回(計4回：30日間連続/回)	デポジットゲージによる捕集法またはダストジャーによる捕集法
	地上気象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量	事業計画地内：1地点	365日(通年)	「地上気象観測指針」に記載の方法
	上層気象	気温、湿度、風向、風速	事業計画地内：1地点	4季各1回(計4回：7日間/回、1日8回放球)	「高層気象観測指針」に記載の方法
騒音	環境騒音	等価騒音レベル(LAeq)、時間騒音レベル(Lx)	事業計画地内及びその周辺：1地点	平日・休日の各1日(24時間)	「騒音に係る環境基準について」に記載の方法
	道路交通騒音	等価騒音レベル(LAeq)、時間騒音レベル(Lx)	関係車両の主要な走行ルート：3地点	平日・休日の各1日(24時間)、(道路交通騒音と交通量調査は同時に実施)	「騒音に係る環境基準について」に記載の方法 カウンター計測及びストップウォッチにより走行速度計測を行う。
	交通量	交通量(方向別・車種別、時間別)、走行速度			
振動	環境振動	時間率振動レベル(Lx)	事業計画地内及びその周辺：1地点	平日・休日の各1日(24時間)、(騒音調査と同時に実施)	「振動規制法施行規則」に記載の方法
	道路交通振動	時間率振動レベル(Lx)	関係車両の主要な走行ルート：3地点		「振動規制法施行規則」に記載の方法
	地盤卓越振動数	地盤卓越振動数		1回	「振動規制法施行規則」に記載の方法 10台/地点程度(大型車両走行時)
悪臭		特定悪臭物質	事業計画地周辺：3地点	2回×1季(夏季)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」及び「特定悪臭物質の測定の方法」に定められた方法
		臭気指数			
水質汚濁	河川水質(工事中の濁水の影響)	浮遊物質(SS)、濁度、河川流量	事業計画地からの放流地点及びその下流の河川	4季各1回(計4回)及び降雨時3回(各降雨毎に3検体)	「水質汚濁に係る環境基準について」に定められた方法
		土壌の沈降性状	事業計画地内1地点	1回	土壌を採取し、分析する方法

表2 想定現況調査一覧表(案)

対象		調査項目	調査地点数	調査時期・回数	方法
動物	陸上動物	哺乳類	事業計画地及び敷地境界から300mの範囲	4 季各1 回(計4 回)	・任意観察法 ・フィールドサイン法 ・夜間自動撮影調査 ・トラップ調査 ・バットディテクターなど
		鳥類 (一般鳥類)		4 季各1 回(計4 回)	・任意観察法 ・ルートセンサス法 ・定点観察法 ・夜間調査法など
		猛禽類	事業計画地及び敷地境界から1kmの範囲	4 季各1 回(計4 回)	・定点観察法 ・移動観察 ・現地踏査
		昆虫類	事業計画地及び敷地境界から300mの範囲	春、夏、秋各1回	・直接観察法 ・任意採取法 ・ベイトトラップ法・ライトトラップ法
		両生・爬虫類		4 季各1 回(計4 回)	・直接観察法 ・任意採取法
		陸産貝類		春、秋各1回	・任意採取法
		クモ類		春、夏、秋各1回	・直接観察法 ・任意採取法
		ヤスデ類		春、夏、秋各1回	・直接観察法 ・任意採取法
植物	植物相	事業計画地及び敷地境界から300mの範囲	4 季各1 回(計4 回)	・任意観察法、コドライト法	
	植生		1回		
生態系	動物・植物	事業計画地及び敷地境界から300mの範囲	—	現地調査は行わず、動物・植物の調査結果を活用	
景観	主要な眺望景観	事業計画地周辺で建設候補地を展望可能な代表箇所4地点程度	4 季各1 回(計4 回)	写真撮影等による手法	
人と自然との触れ合い活動の場	触れ合い活動の場の分布	事業計画地周辺	—	既存資料調査、聞き取り調査	
	触れ合い活動の場	事業計画地周辺	4 季各1 回(計4 回)	現地踏査、聞き取り調査	
廃棄物等	—	—	—	現地調査は行わず、予測・評価のみ行う	
温室効果ガス等	—	—	—	現地調査は行わず、予測・評価のみ行う	

第4節 環境影響評価書に係る手続き

条例等に示す内容に準じた環境影響評価書（以下、「評価書」という。）を作成する。

1. 評価書の作成

準備書への知事意見等を踏まえ、準備書の内容について検討を行い見直した上で、評価書（要約書を含む）を作成する。

2. 愛媛県との事前協議

愛媛県との事前協議については、対応資料、議事録の作成のほか、協議に同行し、評価書に係る内容の説明及び質疑応答等の支援を行う。愛媛県との事前協議は1回を想定している

3. 評価書に関する手続き支援

評価書の公告・公表・縦覧に際しては、これに関する支援を行う。